

協 議 第 5 8 号 関 係 資 料 (協議項目 24 - 1 -)

○安全対策（防犯灯）

	伊那市	高遠町	長谷村
防犯灯の条件	暗夜のため起こり得る犯罪及び事故防止するに有効な位置にあると認められる物等	暗夜のため起こり得る犯罪及び事故防止するに有効な位置にあると認められる物等	防犯上及び危険防止等により村内を明るくする運動の一環として区の街路灯設備事業に対し予算の範囲内で補助
補助の対象	・設備、器具類及び工事に要する費用 ・防水蛍光灯（20 ㍑） ・普通電灯の付け替えに要する費用 ・防犯灯に付属する自動点滅装置	・設備、器具類及び工事に要する費用 ・既設の電柱に防犯灯を架設する費用	設置経費全般
設置補助額	対象費用の 2/3 以内の額 ただし、市長が特に認めた箇所については全額補助・人気の少ない通学路の電気料金補助	対象費用の 2/3 以内の額 （24,000 円が限度） ただし、人気の少ない通学路については町で設置	経費の 10/10 以内 （地元要望により村が事業主体になり設置）
電気料金の補助	基本的になし ただし、市長が防犯上必要と認めた箇所は有・毎年度 4 月分料金に 12 月を乗じて得た額	基本的になし ただし、防犯上必要と認めた箇所は有・毎年度 4 月分料金に 12 月を乗じて得た額	設置後は地元負担